

# アパート・店舗等を経営されている皆様へ

会社や個人で工場・商店を経営している方や駐車場・アパート等を賃貸している方が、その事業のために用いる構築物、機械器具、備品等の資産を償却資産といたします。

## 『償却資産とは』

1. 土地、家屋以外の事業の用に供することができる有形資産。
2. 減価償却額（費）が法人税法や所得税法の規定による所得の計算上損金や必要な経費に算入されるもの。（一括償却の対象又は一時に損金に算入されたものは除く）

## （賃貸アパート・マンション、駐車場の償却資産の例）

資産の種類		償却資産の具体例
構 築 物	建物附属設備	電気設備・・・受変電設備、外灯 等 給排水設備・・・屋外の給配水管、浄化槽設備 等 ガス設備・・・屋外供給本管 等 空調設備・・・冷暖房設備 等
	構 築 物	門、フェンス、壁（土留め）、路面舗装（駐車場舗装）、 車止め、屋外排水溝、緑化施設（植栽、植込み）、 簡易な物置、ごみ置き場、自転車置場 等

ただし、次の資産は除かれます。

- ① 耐用年数が一年未満又は取得価格が10万円未満のもの。
- ② 取得価格が20万円未満の償却資産を税務会計上3年間で一括償却しているもの。
- ③ 自動車税、軽自動車税が課税される資産（自動車・軽自動車・小型特殊自動車等）
- ④ 無形固定資産（特許権等）

※耐用年数 裏面 参照

【耐用年数】 参考

種類	細 目	耐用年数		
構 築 物	建物 附 属 設 備	電気設備(照明設備を含む)	蓄電池電源設備	6
			その他のもの	15
		アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	15
			その他のもの	8
		可動間仕切り	簡易なもの	3
			その他のもの	15
	給排水または衛生設備およびガス設備	給水用タンク(建物に附属するもの)	15	
		浄化水槽	15	
	冷暖房設備	冷凍機の出力22キロワット以下のもの	13	
		その他のもの	15	
	自 転 車 置 場	鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造のもの	38	
		れんが造、石造またはブロック造のもの	34	
		金属造のもの	肉厚に応じて	31~19
		木造または合成樹脂造のもの	17	
		木骨モルタル造のもの	15	
		簡易建物	7~10	
	緑 化 施 設 及 び 庭 園	工場緑化施設	7	
		その他の緑化施設及び庭園	20	
	舗 装 道 路 及 び 舗 装 路 面	コンクリート敷、ブロック敷、煉瓦敷、石敷	15	
		アスファルト敷、木練互敷	10	
ビジュアルス敷		3		
金 属 造 の も の	塀(フェンス)、街路灯及びガードレール	10		
コ ン ク リ ー ト 造 又 は コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 造	下水道、飼育場及びへい(塀)	15		
広 告 用 の も の	金属造のもの	20		
	その他のもの	10		
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	家 具 、 電 気 機 器 、 ガ ス 機 器 及 び 家 庭 用 品	冷房用又は暖房用機器	6	
		電子計算機(パソコン(サーバー用のもの除く))	4	
		カーテン、座布団、寝具、丹前その他これに類する繊維製品	3	
		その他のもの	主として金属製のもの	15
			その他のもの	8
		電気冷蔵庫に類する電気機器	6	
	事 務 機 器 及 び 通 信 機 器	ファクシミリ(テレタイプライター及びファクシミリ)	5	
		複写機	5	
		タイムレコーダー	5	
	看 板 及 び 広 告 器 具	看板、ネオンサイン及び気球	3	

※注：主なものを掲載しています。これ以外のものでも該当する場合があります。